

# 平成 26 年度シカ保護管理検討委員会

日時 平成 26 年 9 月 29 日（月）13 時 30 分～

場所 岩手県民会館 4 階第 1 会議室

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 平成 25 年度シカ保護管理対策の実施状況及び平成 26 年度シカ保護管理  
対策について

(2) 法改正に伴うシカ保護管理計画の変更について

(3) その他

4 閉 会

## シカ保護管理検討委員会委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠
学識 経験者	独立行政法人森林総合研究所	鳥獣生態研究室 長	堀野 眞一	出
	国立大学法人岩手大学 農学	教 授	青井 俊樹	出
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇野 壮春	出
関係 団体	岩手県鳥獣保護員協議会	会 長	藤澤 富男	出
	公益社団法人岩手県猟友会	副 会 長 兼 専 務 理 事	菅野 範正	出
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	佐々木 信夫	出
	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営 農 対 策 部	部 長	千葉 丈	出
行政 機関	東北森林管理局 計 画 保 全 部 保 全 課	課 長	津内口 雄士	出
	岩手県農林水産部 農 業 振 興 課	担い手対策課長	千葉 和彦	欠
	岩手県農林水産部 森 林 整 備 課	整 備 課 長	漆原 隆一	出
市町村	盛岡市農林部農政課	課 長	佐々木 和則	欠
	大船渡市 農 林 水 産 部 農 林 課	課 長	尾 坪 明	出
	遠野市 農 林 畜 産 部 農 業 振 興 課	課 長	小向 浩人	出

計13名

事務局	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	小野寺 利幸	出
		主 任 主 査	森 昌 弘	出
		主 査	奥村 亮子	出
		主 査	石亀 竜太	出
		主 査	千葉 英之	出
		主 任	藤原 桃代	出
	岩手県環境保健研究センター	主査専門研究員	山内 貴義	出
	岩手県農林水産部農業振興課	主 査	平賀 昌晃	出
	岩手県農林水産部森林整備課	主 任	鈴木 将人	出

## 平成25年度のシカ保護管理対策の実施状況について

## 1 個体数管理

## (1) 捕獲頭数

岩手県全域 シカ捕獲頭数の推移(単位:頭)							
地域	捕獲区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
県計	狩猟	1,275	1,521	1,797	1,160	661	1,546
	捕獲委託	-	-	-	-	2,238	4,556
	有害	308	417	376	743	1,341	3,517
	計	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240	9,619

●第4次シカ保護管理計画に基づき、市町村有害捕獲、県・猟友会による個体数管理捕獲等関係機関が連携し捕獲を推進した結果、前年の捕獲実績の2倍以上の9,619頭の捕獲実績となった。

## ①北上高地南部地域

北上高地南部地域 シカ捕獲頭数の推移(単位:頭)							
地域	捕獲区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
北上高地南部	狩猟	1,210	1,450	1,651	1,105	586	1,356
	捕獲委託	-	-	-	-	2,238	4,406
	有害	308	417	358	741	1,309	3,266
	計	1,518	1,867	2,009	1,846	4,133	9,028

●第4次シカ保護管理計画で「高密度段階」に位置づけられているこの地域では、全体の94%にのぼる9,028頭の捕獲となった。

## ②北上高地北部地域

北上高地北部地域 シカ捕獲頭数の推移(単位:頭)							
地域	捕獲区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
北上高地北部	狩猟	63	70	139	51	69	185
	捕獲委託	-	-	-	-	0	140
	有害	0	0	18	2	29	241
	計	63	70	157	53	98	566

●「定着段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲数は全体の6%程度にとどまっているが、ある程度まとまった群れも目撃されていることから、生息数は増加傾向にあると思われる。

### ③奥羽山脈地域

地域	捕獲区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
奥羽山脈	狩猟	2	1	7	4	6	5
	捕獲委託	-	-	-	-	0	10
	有害	0	0	0	0	3	10
	計	2	1	7	4	9	25

●「侵入初期段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は少ないが、人里への出没も見られるようになり、注意が必要である。

#### (2) 狩猟による捕獲の促進

##### ①狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、以下のとおり狩猟規制を緩和している。

狩猟規制の緩和内容

項目	第2次計画 (H14.11策定)	第3次計画 (H19.11策定)	第3次計画 (H21変更)	第4次計画 (H25変更)
シカの狩猟期間延長	計画地域※ 12月1日～2月末日 計画地域外 12月1日～2月15日	全県下 11月15日～2月末日	同左	全県下 11月15日～3月末日
捕獲数制限の緩和	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区1頭 (オス又はメス1頭) ・ 侵出抑制地区2頭 (オスは1頭以内) ・ 計画地域外1頭(オス)	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区2頭 (オスは1頭以内) ・ 侵出抑制地区3頭 (オスは1頭以内)	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区3頭 (オスは1頭以内) ・ 侵出抑制地区5頭	1日1人当たり捕獲頭数 制限を設けない

##### ②休猟区等の見直し

休猟区や鳥獣保護区等がシカの逃げ場となっており、シカ捕獲の妨げとなっているとの意見があることから、地域の意見等を聴きながら、指定の見直しを行った。

休猟区数の推移(単位:件)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	105	83	60	60	12	15
面積	235,312	183,617	144,123	144,123	28,694	34,075

### ③シカ肉の放射性物質検査の実施

原発事故の影響によりシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、狩猟意欲の減退につながっていることから、シカ肉の放射性物質の検査を行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について、情報提供を行った。

シカ肉の放射性物質検査検体数(単位:件)

	H23	H24	H25
検体数	22	52	62

### ④狩猟頭数の減少に対応した捕獲の実施

狩猟頭数の減少に対応し、狩猟による捕獲促進のため、県・猟友会による捕獲を実施した。

対象区域：県内全域

実施時期：狩猟期間（11月15日～2月末日）

狩猟期間中の県・猟友会による捕獲(単位:頭)

	H24	H25
捕獲数	2,238	4,556
対象地域	6市町村	全県

### (3) 有害捕獲

#### ①有害捕獲頭数

市町村有害捕獲実績(単位:頭数)

盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	
50	0	2	0	7	0	0	0	50	0	146	
遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	
516	0	0	182	0	599	520	742	387	44	95	
山田町	岩泉町	田野畑村	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町	合計
0	176	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3,517

#### ②有害捕獲関連対策

H25有害捕獲関連事業実施状況(市町村別)

	盛岡市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	奥州市	花巻市	遠野市	北上市	一関市	平泉町	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町
有害捕獲	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
わな購入	●	●		●	●	●		●			●	●	●	●	●				●
捕獲技術研修会	●							●				●							

### ③地域一体となった捕獲体制の整備

地域一体となった捕獲体制のモデル事例を創出するため、地域ぐるみの捕獲推進モデル事業を遠野市において実施した。被害状況調査や捕獲技術講習会、フォーラムを開催し、免許を持たない者が補助者としてわな猟に従事する「捕獲応援隊」を結成した。

地域ぐるみの捕獲推進モデル事業実施状況(遠野市)

内容	目的等
生息状況調査	生息状況を把握するため、遠野市内10箇所で糞塊密度調査を実施(11月実施)
被害状況調査	被害状況を把握するため、遠野市内20a以上の農地を有する農家712戸を対象にアンケート調査(2月実施)
わな技術講習会	鳥獣被害対策実施隊のわな捕獲技術の向上を図るため、講習会を開催(12月 全実施隊員向け、初心者向け各1回開催)
わな補助者向け講習会	免許を持たない農業者等が捕獲の補助者として活動を行う仕組み作りのため、補助者向け講習会を開催(1月)
狩猟の基礎知識習得講習会	新規狩猟免許取得者の掘り起しのため、狩猟の基礎的な講習会を開催(11月開催)
狩猟者育成フォーラム	人材育成の一環として、先進的な鳥獣被害対策を学び、新たな担い手の発掘を目指すことを目的としたフォーラムの開催(11月開催)
被害対策連絡会の開催	関係機関が連携して、被害の実態把握や被害対策を検討するため、連絡会を開催(12月、3月開催)

### ④有害捕獲許可の権限移譲

シカの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、シカの有害捕獲許可の権限移譲を行っており、平成25年4月から滝沢市に権限を委譲し、全市町村への権限移譲となっている。

#### (4) シカ捕獲技術の実証

シカの効果的な捕獲方法の導入を検討するため、他県において実施されている犬を用いた捕獲方法について、実証試験を実施した。(10月)

#### (5) 捕獲の担い手の確保・育成

##### ①捕獲の担い手対策

H25捕獲の担い手対策実施状況(市町村別)								
実施内容	事業主体	大船渡市	陸前高田市	釜石市	遠野市	宮古市	山田町	矢巾町
狩猟免許試験	県			●	●	●		●
狩猟免許取得予備講習会	県			●	●	●		●
狩猟免許取得手数料補助金	市町村、地区協議会		●		●			
ハンター育成フォーラム	地区協議会				●			
地域ぐるみの捕獲推進講習会	地区協議会	●			●			
狩猟免許普及講習会	地区協議会				●			
職員の狩猟免許取得	市町村			●			●	

## ②狩猟免許試験の開催

狩猟者確保に向けて、地域バランス等を考慮し、狩猟免許試験を4回実施した。

H25狩猟免許試験実施状況

開催回数	開催地	受験者数	合格者数 (合格率)
4回	①大船渡市(7/7)	46名	45名(98%)
	②矢巾町(9/8)	82名	79名(96%)
	③遠野市(12/8)	43名	38名(88%)
	④宮古市(2/2)	57名	57名(100%)
	計	228名	219名(96%)
(参考)H24状況		139名	125名(90%)

## ③狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟者確保のため、狩猟免許試験の合格率向上を目的に、狩猟免許取得者の掘り起しと試験合格率の向上を図るため、狩猟免許試験予備講習会を岩手県猟友会に委託して実施した(受講料無料)。狩猟免許試験の2週間前に実施。

## ④鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進した。

## ⑤東日本大震災で被災した方の狩猟者登録手数料等の免除

東日本大震災により被災した狩猟免許所持者を対象に以下の手数料を免除している。

- ・狩猟免許再交付手数料(1,000円)
- ・狩猟者登録手数料(1,800円) ※ただし、有害捕獲に携わったことがある等の条件がある。

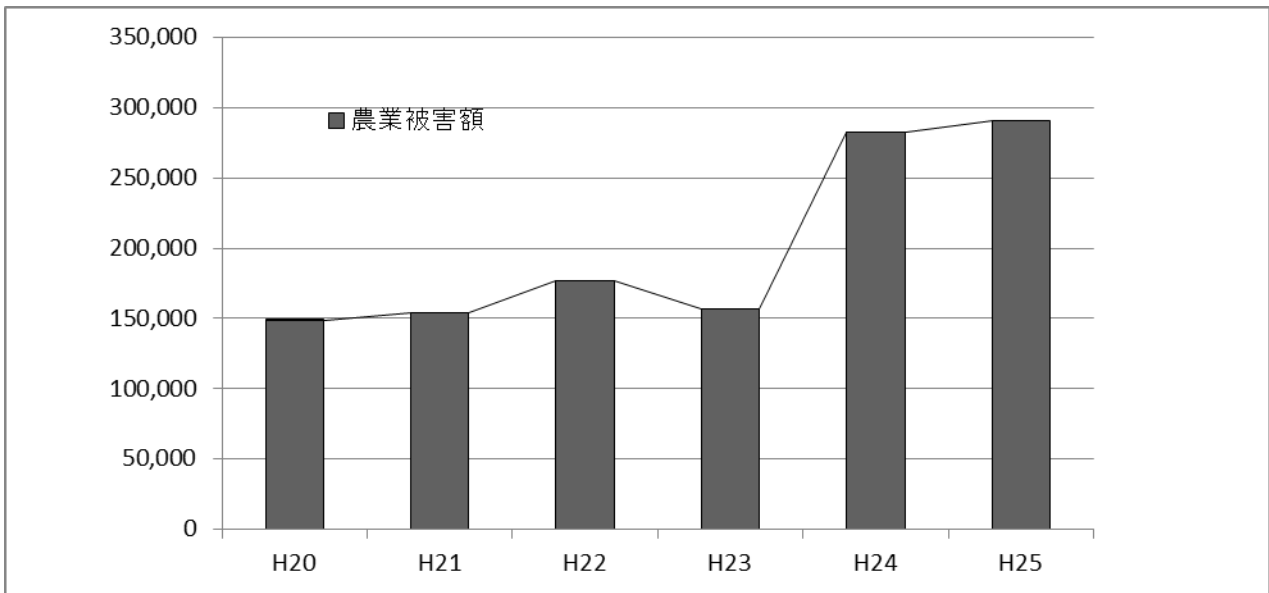
## 2 被害防除対策

### (1) 農林業被害状況

#### ① 農業被害 ※速報値

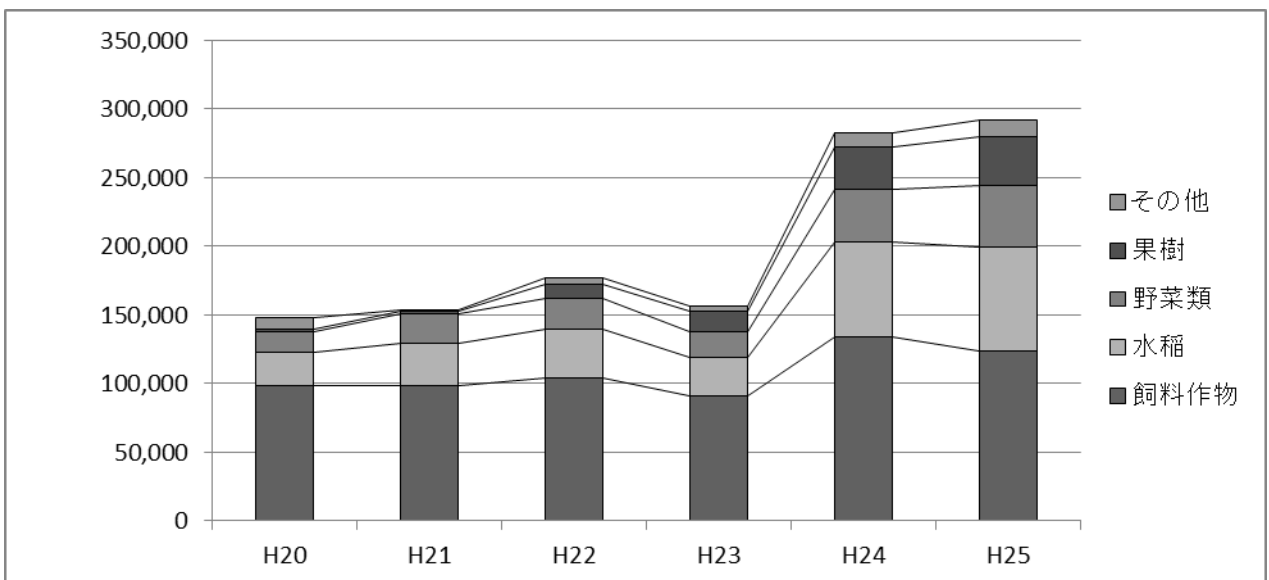
農業被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年との差
農業被害額	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	291,282	8,662
被害発生市町村数	10	10	13	12	16	21	



農業被害額の推移（作物別）（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年との差
飼料作物	98,529	98,198	103,783	91,028	134,022	123,255	△ 10,767
水稻	24,547	30,775	35,402	27,939	68,797	76,227	7,430
野菜類	14,650	21,444	22,938	18,707	38,677	44,322	5,645
果樹	1,944	1,763	9,886	15,238	30,165	35,524	5,359
その他	8,604	1,747	5,295	3,603	10,959	11,954	995
計	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	291,282	

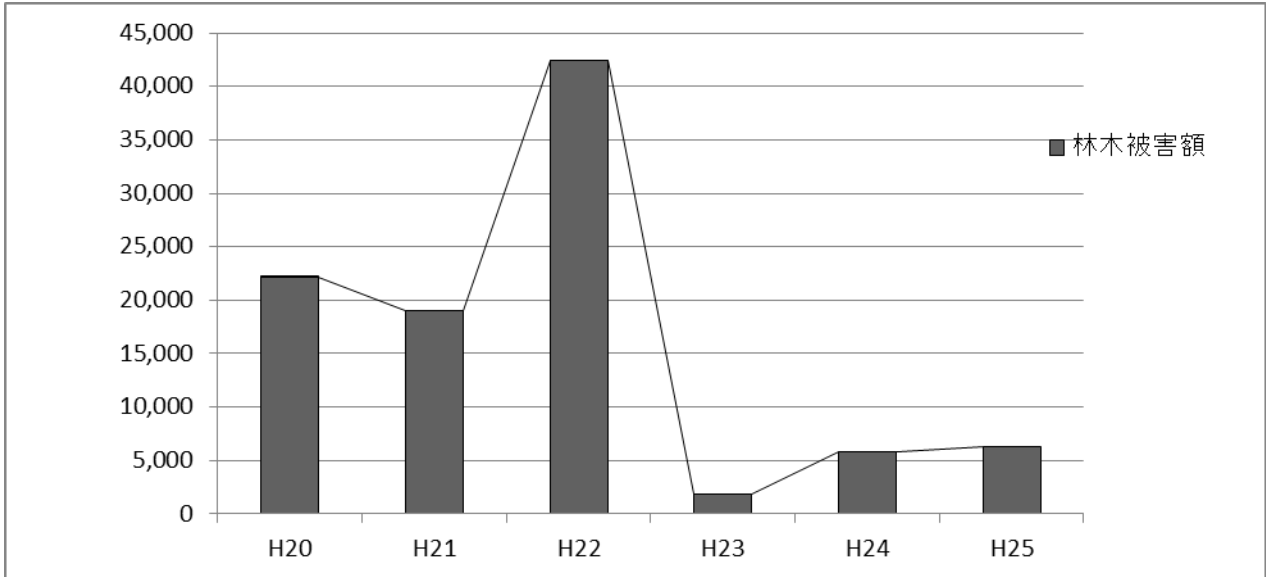




②林業被害

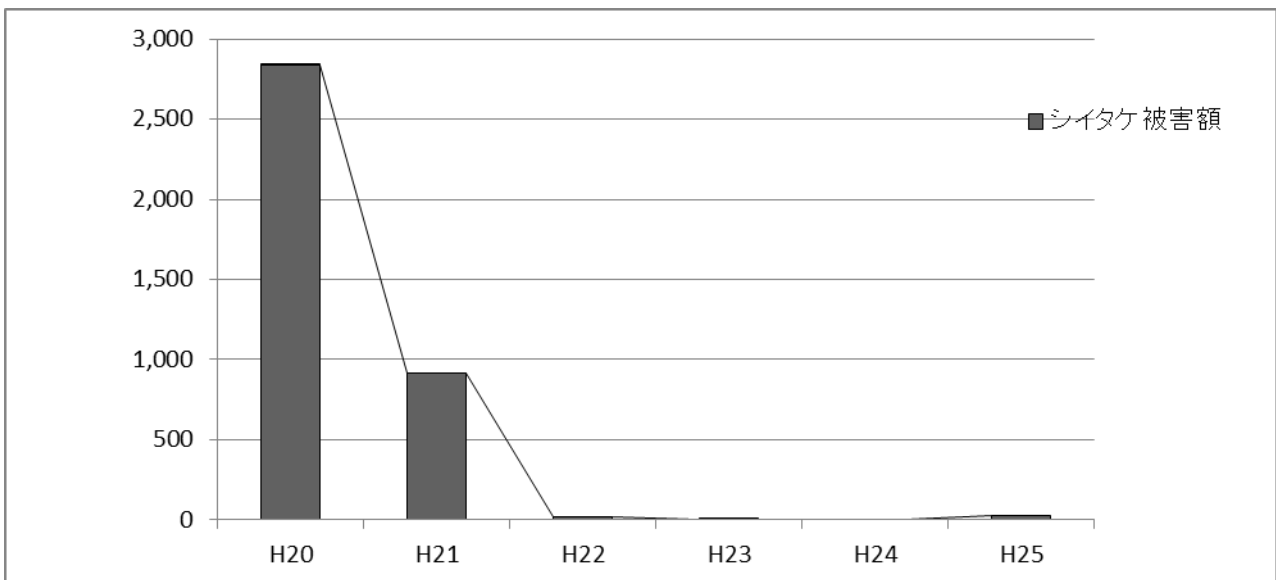
林木被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年との差
林木被害額	22,092	18,996	42,468	1,877	5,773	6,303	530
被害発生市町村数	6	6	6	6	6	6	



シイタケ被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年との差
シイタケ被害額	2,837	918	19	4	0	28	28
被害発生市町村数	3	3	4	3	1	1	



(2) 農業被害防除対策実施状況

①被害防除実施状況

H25被害防除関連事業実施状況

	盛岡市	雫石町	紫波町	花巻市	遠野市	一関市	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	岩泉町
侵入防止柵設置	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●
被害状況調査(アンケート等)					●	●				●			
耕作放棄地等刈払い							●						
研修会等開催	●				●		●						
シカパトロール		●	●				●	●	●	●	●		

(3) 被害防除体制の整備

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を整備する必要があることから、市町村における協議会の設置、被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進した。

被害防止対策実施体制整備

実施内容	実施主体	実施内容
岩手県鳥獣被害対策連絡会	県(農林水産部)	【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・市町村被害防止計画作成(地域協議会設置)に向けた意識啓発 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
被害対策支援チーム	県(広域振興局)	【地域の被害防止対策の推進、広域連携対策の実施】 ・市町村被害防止計画の作成指導
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】
農作物被害に係る鳥獣被害防止対策検討チーム	県(農林水産部)	【農作物被害の低減を図る具体的な対策を検討】 ・構成:農林水産部農業振興課、農業普及技術課、環境生活部自然保護課

被害防止計画作成状況 ※対象鳥獣にシカを含む市町村のみ

作成年度	実施市町村
平成20年度	大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
平成21年度	岩泉町、一関市
平成22年度	大槌町、盛岡市
平成23年度	釜石市、山田町、西和賀町
平成24年度	八幡平市、雫石町、紫波町、矢巾町、花巻市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、宮古市、久慈市、野田村、普代村
平成25年度	北上市、滝沢市、葛巻町、洋野町、田野畑村

鳥獣被害対策実施隊設置状況

作成年度	実施市町村
平成21年度	岩泉町
平成23年度	一関市
平成24年度	遠野市、花巻市
平成25年度	盛岡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、野田村

①地域ぐるみの被害防止対策指導者育成研修

地域ぐるみの被害防止対策の指導者を育成するため、鳥獣の生態から効果的な捕獲・対策に関する講義と現地実習を行った。

鳥獣被害防止対策地域指導者育成研修会 平成25年11月12日～15日（4日間）

対象：市町村職員、農協職員等

②侵入防止柵設置指導者育成研修

農業者に対して侵入防止柵の設置を指導する人材を育成するため、現地実習を行った。

侵入防止柵設置指導者育成研修会 平成25年9月2日

対象：農業改良普及員、農協職員、市町村職員等

(3) 林業被害防除対策実施状況

H25林業被害対策実施状況(市町村別)

実施内容	事業名	市町村別					
		大船渡市	陸前高田市	釜石市	遠野市	奥州市	住田町
忌避剤塗布	森林整備事業		●	●	●	●	●
防護柵設置	森林整備事業	●					●

(4) 自然植生被害対策実施状況

①早池峰山周辺地域における捕獲の強化

猟友会、市町村と連携し、早池峰山周辺地域における捕獲を推進した。

- ・早池峰山周辺地域におけるニホンジカの総捕獲頭数 1,118 頭

- ・早池峰山周辺地域におけるニホンジカの一斉有害捕獲

実施日 平成 25 年 10 月 26 日、27 日、11 月 3 日

実施市町村 盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市

捕獲頭数 合計 11 頭

- ・早池峰山周辺地域シカ捕獲対策連絡会議

開催日 平成 25 年 12 月 2 日

参集範囲 盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、県猟友会、

盛岡猟友会、花巻猟友会、遠野猟友会、宮古地区猟友会

- ・早池峰山周辺地域シカ一斉捕獲の旬間の制定（県猟友会）

実施期間 平成 25 年 12 月 21 日～31 日

捕獲頭数 51 頭

- ・国有林林道の除雪（東北森林管理局）

遠野市 4 路線

宮古市 2 路線

②鳥獣保護区等の見直しによる可猟区域の拡大

シカの逃げ場ともなっている鳥獣保護区等の見直しによる可猟区域の拡大を進めた。

鳥獣保護区数の推移（単位：件、ha）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	142	142	143	143	142	139
面積	145,078	145,333	146,535	146,535	144,220	141,196

3 生息環境管理

(1) シカを寄せ付けない環境づくり

①生息環境管理実施状況

H25生息環境管理実施状況

実施内容	事業名	実施主体	大船渡市
耕作放棄地刈払い	鳥獣被害防止総合対策事業	地区協議会	●

(2) 個体数増加の防止

①既存資料により草地の位置を地図上に落とし、市町村に草地対策の重要性について周知を図った。

②県・市町村鳥獣担当職員を対象に、草地におけるシカの動態、被害対策等についての講演会を実施した。

鳥獣被害対策担当者会議 平成 26 年 2 月 19 日

対象：県・市町村鳥獣被害担当者

## 4 モニタリング調査

### (1) モニタリング調査

#### H25モニタリング調査実施状況

区 分	内 容	調査時期等
①分布調査	目撃情報、捕獲報告（狩猟、有害捕獲）等をもとに、シカの分布状況を把握	狩猟：11月～3月 有害・目撃：通年
②生息密度調査	シカ生息密度の変化を調査 ・糞塊法による定点調査	11月
③捕獲個体調査	捕獲したシカの個体の年齢、繁殖、栄養等の状態を調査	狩猟：11月～2月 有害：通年
④植生(ササ)調査	冬季におけるシカの分布等を把握するためミヤコザサ等の採食状況を調査	5月
⑤被害調査	農作物被害、林業被害について、被害状況及び防除対策状況等を調査	①農業被害：通年 ②林業被害：5月

## 5 普及啓発

### (1) 第4次シカ保護管理計画の周知

第4次シカ保護管理計画内容の周知のため、市町村の担当職員等を対象に説明会を開催した。

### (2) 地域住民への普及啓発

市町村広報等を活用し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図った。

## 平成26年度のシカ保護管理対策（案）について

## 1 個体数管理

## (1) 捕獲目標

シカの生息数が増加傾向を示しており、早急に、生息数の減少に必要な捕獲数を確保するため、捕獲を強化することとし、平成26年度の捕獲目標を以下のとおりとする。

捕獲目標を達成できるよう、関係機関が連携して、最大限の捕獲圧をかけることとする。

なお、捕獲に当たっては、効果的に個体数を低減するため、メスジカの積極的な捕獲に努めることとする。

区域	H26 捕獲目標	H25 捕獲実績	備考
全県	7,700 頭	9,619 頭	平成25年度に3年計画で設定した捕獲目標を継続する。

## (2) 狩猟による捕獲の促進

## ① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、以下のとおり狩猟規制を緩和する。

狩猟規制の緩和内容

項目	第2次計画 (H14.11策定)	第3次計画 (H19.11策定)	第3次計画 (H21変更)	第4次計画 (H25.11施行)	第4次計画 (H25.11施行)
シカの狩猟期間延長	計画地域 12月1日～2月末日 計画地域外 12月1日～2月15日	全県下 11月15日～2月末日	全県下 同左	全県下 11月15日～3月末日 (H25)	全県下 11月1日～3月末日 (H26)
捕獲数制限の緩和	1日1人当たり捕獲頭数 ・個体数調整地区1頭 (オス又はメス1頭) ・侵出抑制地区2頭 (オスは1頭以内) ・計画地域外1頭(オス)	1日1人当たり捕獲頭数 ・個体数調整地区2頭 (オスは1頭以内) ・侵出抑制地区3頭 (オスは1頭以内)	1日1人当たり捕獲頭数 ・個体数調整地区3頭 (オスは1頭以内) ・侵出抑制地区5頭	1日1人当たり捕獲頭数 制限を設けない	同左

## ② 休猟区等の見直し

休猟区や鳥獣保護区等がシカの逃げ場となっており、シカ捕獲の妨げとなっているとの意見があることから、地域の意見等を聴きながら、必要に応じて見直しを進める。

休猟区数の推移（単位：件、ha）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 予定
件数	105	83	60	60	12	15	6
面積	235,312	183,617	144,123	144,123	28,694	30,508	13,857

### ③シカ肉の放射性物質検査の実施

原発事故の影響によりシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、狩猟意欲の減退につながっていることから、シカ肉の放射性物質の検査を行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について、情報提供を行う。

シカ肉の放射性物質検査検体数(単位:件)

	H23	H24	H25	H26予定
検体数	22	52	62	36

### ④狩猟頭数の減少に対応した捕獲の実施

狩猟頭数の減少に対応し、狩猟による捕獲促進のため、昨年度同様に県が公益社団法人岩手県猟友会に捕獲を委託して実施する。

### (3) 有害捕獲

被害軽減及び被害発生地の拡大防止のため、以下のとおり有害捕獲を実施する。

実施に当たっては、被害発生状況(場所、程度、時期等)を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。

特に農業被害が継続して発生している地域においては、農地(被害発生地)周辺において、重点的な捕獲に努める。また、生息域が拡大している地域においては、被害を未然に防止するため、予察捕獲を推進する。

#### ①有害捕獲実施計画

H26市町村有害捕獲計画(単位:頭数)

盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	
50	-	-	-	60	-	18	-	200	30	300	
遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	
708	20	-	300	10	1,054	496	1,000	500	160	95	
山田町	岩泉町	田野畑村	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町	合計
30	150	20	-	-	10	-	-	10	-	5	5,226

※頭数未定の市町村は「-」で表示している。

#### ②有害捕獲関連対策

H26有害捕獲関連事業実施計画(市町村別)

	盛岡市	岩手町	紫波町	矢巾町	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	一関市	平泉町	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	野田村
有害捕獲	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
わな購入	●			●				●			●	●					●		●	●	
無線機購入					●																
センサーカメラ購入	●							●				●									
捕獲技術研修会								●				●									

### ③地域一体となった捕獲体制の整備

地域一体となった捕獲体制のモデル事例を創出するため、地域ぐるみの捕獲推進モデル事業を遠野市において実施する。被害状況調査や捕獲技術講習会等を実施する。

H26地域ぐるみの捕獲推進モデル事業実施計画(遠野市)

内容	目的等
●会議等	
協議会	地域ぐるみの捕獲推進体制について、関係者が意見交換を行う。
●講習会	狩猟についての理解の促進を図り、新たな狩猟者の発掘に取り組む
(1)地域ぐるみの捕獲実践	実践をとおして従事者のスキルアップを図る。 (センサーカメラ設置10台、くくりわな整備70基)
(2)わな補助者育成講習会	わな補助者育成講習会を開催し、担い手確保の推進を図る。(3回)
(3)わな技術講習会	わな技術講習会を開催し、狩猟免許所持者の技術向上を図る。(1回)
●生息状況調査	
糞塊密度調査	市内のニホンジカの生息状況について把握する。
●被害状況調査	
農作物の被害状況調査	市内の農作物の被害状況について把握する。

### (4) 捕獲の担い手の確保・育成

#### ①捕獲の担い手対策実施計画

H26捕獲の担い手対策実施計画(市町村別)

実施内容	事業主体	市町村別								
		大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	遠野市	大槌町	宮古市	山田町	矢巾町
狩猟免許試験	県				●					●
狩猟免許試験予備講習会	県				●					●
狩猟免許取得手数料補助金	市町村	●	●	●	●	●				
有害捕獲従事者補助金	市町村			●						
職員の狩猟免許取得	市町村								●	
地域ぐるみの捕獲推進講習会	地区協議会	●				●				



②狩猟免許試験の開催

狩猟者確保に向けて、地域バランス等を考慮し、狩猟免許試験を3回開催する。

H26狩猟免許試験

開催回数	会場	開催日	備考
3回	釜石市 釜石地区合同庁舎	7/20 (日)	
	矢巾町 岩手県消防学校	10/5 (日)	
	矢巾町 岩手県消防学校	12/7 (日)	

③狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟者確保のため、狩猟免許試験の合格率向上を目的に、狩猟免許試験予備講習会を開催する。狩猟免許試験の開催の2週間前に開催することとし、3回開催する。

H26狩猟免許試験予備講習会実施予定

開催回数	開催地区	受講者数
3回	釜石地区 (7/6)	40名
	盛岡地区 (9/20)	80名
	盛岡地区 (11/22)	40名

④新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会を開催する。

捕獲の担い手研修会 (実施主体：県)

- ・狩猟入門&わな猟スキルアップ編 (6/29)
- ・銃猟編 (11月)

⑤鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進する。

⑥東日本大震災で被災した方の狩猟者登録手数料等の免除

東日本大震災により被災した狩猟免許所持者を対象にした手数料の免除を今年度も継続して実施する。

- ・狩猟者登録手数料 (1,800円) ※ただし、有害捕獲に携わったことがある等の条件がある。

2 被害防除対策

(1) 農業被害防除対策実施計画

①被害防除対策計画

H26被害防除関連事業実施計画

	盛岡市	雫石町	岩手町	紫波町	奥州市	花巻市	遠野市	北上市	一関市	平泉町	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町
侵入防止柵設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被害状況調査(アンケート等)							●		●		●			●				
耕作放棄地等刈払い・緩衝帯整備											●					●		
研修会等開催	●						●				●							
被害対策の周知														●				
シカパトロール		●		●			●				●		●	●			●	

## (2) 被害防除体制の整備

今年度も市町村における協議会の設置、被害防止計画の作成及び鳥獣被害隊策実施隊の設置を推進する。

被害防止対策実施体制整備

実施内容	実施主体	実施内容
岩手県鳥獣被害対策連絡会	県(農林水産部)	【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・市町村被害防止計画作成(地域協議会設置)に向けた意識啓発 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
被害対策支援チーム	県(広域振興局)	【地域の被害防止対策の推進、広域連携対策の実施】 ・市町村被害防止計画の作成指導
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】
農作物被害に係る鳥獣被害防止対策検討チーム	県(農林水産部)	【農作物被害の低減を図る具体的な対策を検討】 ・構成:農林水産部農業振興課、農業普及技術課、環境生活部自然保護課

被害防止計画作成状況 ※対象鳥獣にシカを含む市町村のみ

作成年度	実施市町村
平成20年度	大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
平成21年度	岩泉町、一関市
平成22年度	大槌町、盛岡市
平成23年度	釜石市、山田町、西和賀町
平成24年度	八幡平市、雫石町、紫波町、矢巾町、花巻市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、宮古市、久慈市、野田村、普代村
平成25年度	北上市、滝沢市、葛巻町、洋野町、田野畑村
平成26年度予定	岩手町、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

鳥獣被害対策実施隊設置状況

作成年度	実施市町村
平成21年度	岩泉町
平成23年度	一関市
平成24年度	遠野市、花巻市
平成25年度	盛岡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、野田村
平成26年度予定	八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町、北上市、大船渡市、宮古市、山田町、田野畑村、洋野町、普代村、二戸市、軽米町、一戸町

### ①地域ぐるみの被害防止対策指導者育成研修

地域ぐるみの被害防止対策の指導者を育成するため、鳥獣の生態から効果的な捕獲・対策に関する講義と現地実習を行う。

対象：市町村職員、農協職員等

### ②侵入防止柵設置指導者育成研修

侵入防止柵等の実証圃を設置し、農業者等を対象に現地実習を行う。

実施地区数：5地区

(3) 林業被害防除対策実施計画

H26林業被害対策実施計画(市町村別)

実施内容	事業名	大船渡市	陸前高田市	釜石市	遠野市	奥州市	住田町
忌避剤塗布	森林整備事業		●	●	●	●	●
防護柵設置	森林整備事業	●					●

(4) 自然植生被害対策実施計画

①早池峰山周辺地域における捕獲の強化

猟友会、市町村と連携し、早池峰山周辺地域における捕獲を推進する。

- ・早池峰山周辺地域におけるニホンジカの一斉有害捕獲

実施時期 11月下旬及び3月下旬(予定)

実施市町村 盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市

- ・早池峰山周辺地域シカ捕獲対策連絡会議

実施時期 第1回 6月11日(実施済)

第2回 10月下旬(予定)

- ・早池峰山周辺地域シカ一斉捕獲の旬間(県猟友会)

実施期間 平成26年12月下旬(予定)

- ・国有林道の除雪(東北森林管理局)

実施予定(実施路線については未定)

②鳥獣保護区等の見直しによる可猟区域の拡大

シカの逃げ場ともなっている鳥獣保護区等の見直しによる可猟区域の拡大について、検討を進める。

3 生息環境管理

(1) シカを寄せ付けない環境づくり

①生息環境管理実施計画

H26生息環境管理実施計画

実施内容	実施主体	大船渡市	宮古市
耕作放棄地刈払い	地区協議会	●	
緩衝帯整備	地区協議会		●

(2) 個体数増加の防止

個体数増加の引き金となっている草地について、生息状況、植生被害状況等を調査し、箇所ごとに対策を検討する。

## 4 モニタリング調査

### (1) モニタリング調査

#### H26モニタリング調査実施予定

区 分	内 容	調査時期等
①目撃情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。	通年
②目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする。	通年
②生息密度調査	区画法や糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。	区画法：10月～11月 糞塊法：10月～12月
③捕獲個体調査	狩猟及び有害捕獲された個体について、年齢・栄養状態を分析し、個体群状況の指標とする。	11月～2月
④植生(ササ)調査	植生(ササ)の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響を指標とする。	6月
⑤被害調査	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。	①農業被害：通年 ②林業被害：5月

## 5 普及啓発

### (1) 地域住民への普及啓発

市町村広報等を活用し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図る。

資料1

# 東北森林管理局におけるニホンジカ被害対策

## 1. 取組①職員による監視体制の強化

### 影響調査・簡易チェックシート

【目的】

国有林内の生息域及び造林地被害・自然植生への影響把握

【概要】

- 管内全域で4月より順次開始
- 全職員及び入林者に協力依頼

【調査項目】

- 目撃個体数（雌雄・成幼別）
- 骨、足跡、フン等痕跡
- 自然植生の状況（下層植生等）
- 造林地の被害状況（食痕等）



集計後、Google Earthにマッピング

## 2. 取組②地域と連携した被害対策

### 【市町村鳥獣被害対策協議会等への参画（シカ関連）】

- 花巻市有害鳥獣被害防止対策協議会：岩手南部署と遠野支署が参画
- 遠野地方有害鳥獣駆除協議会：遠野支署が構成機関として参画
- 三陸中部署で管内の市町村協議会等への参画に向け、現在調整中

### 地域との情報共有、意見・要望の聞き取り

【遠野支署の事例】



遠野地方有害鳥獣駆除協議会



### 林道除雪による捕獲支援を実施

実施年度	H23	H24	H25
捕獲頭数	29	84	273 ※連報値
除雪支援	なし	1路線10km	4路線計10km



岩手県内国有林のニホンジカチェックシート調査中間集計 (H26.4月～7月末、提出計176枚、Google Earthを利用)

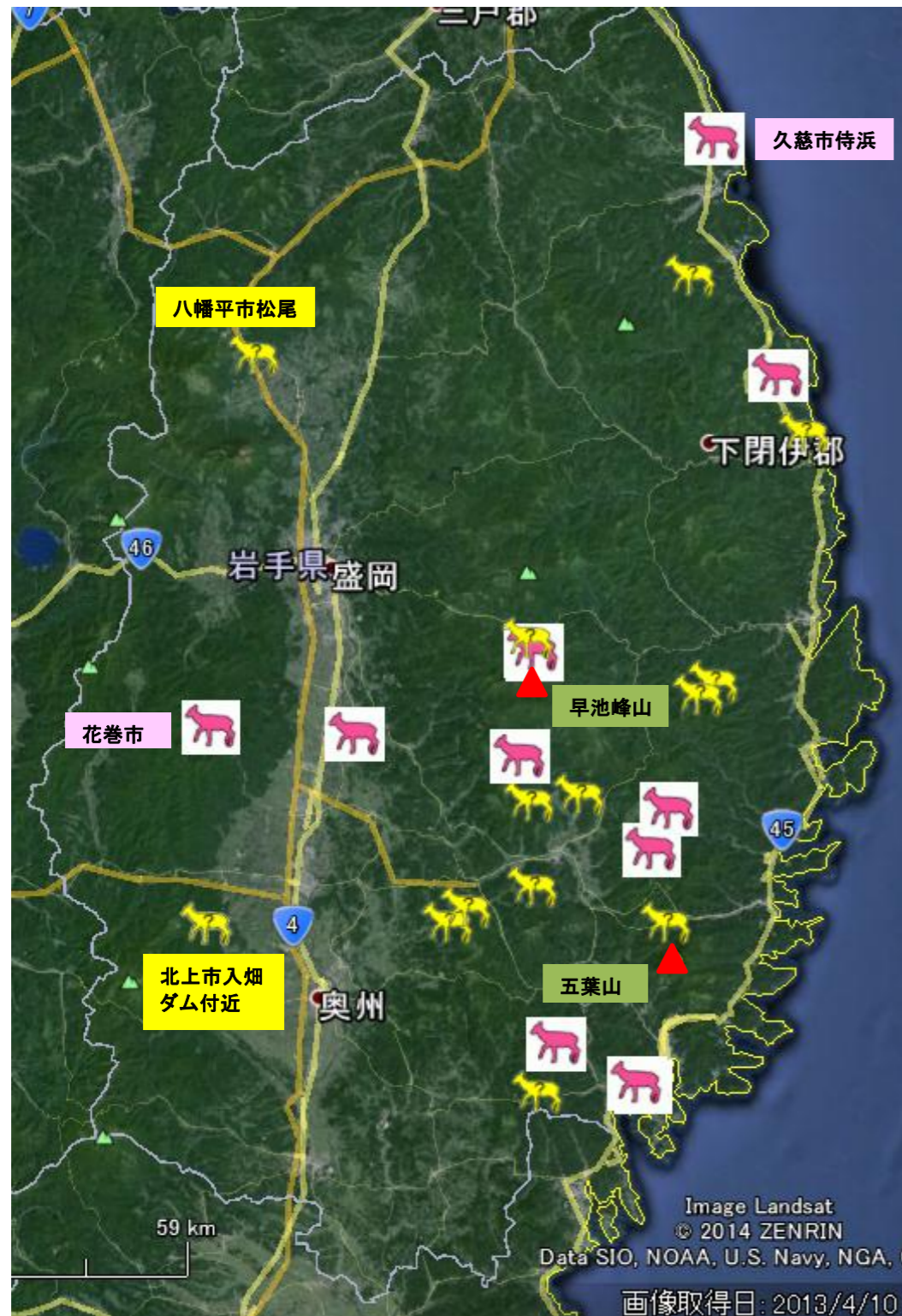


図1:ニホンジカの見撃(ピンク色:メス、黄色:雌雄判別不明)  
見撃情報42頭(オス0頭、メス15頭、雌雄判別不明27頭)



図2:足跡(シカ・カモシカ判別不明含む)



図3:フン(シカ・カモシカ判別不明含む)



図4:食痕(下枝、草本、ササ)



図5:樹皮剥ぎ

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律(案)について

## 改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

## 改正内容

### 1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、  
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること  
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

### 2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

### 4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

### 5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

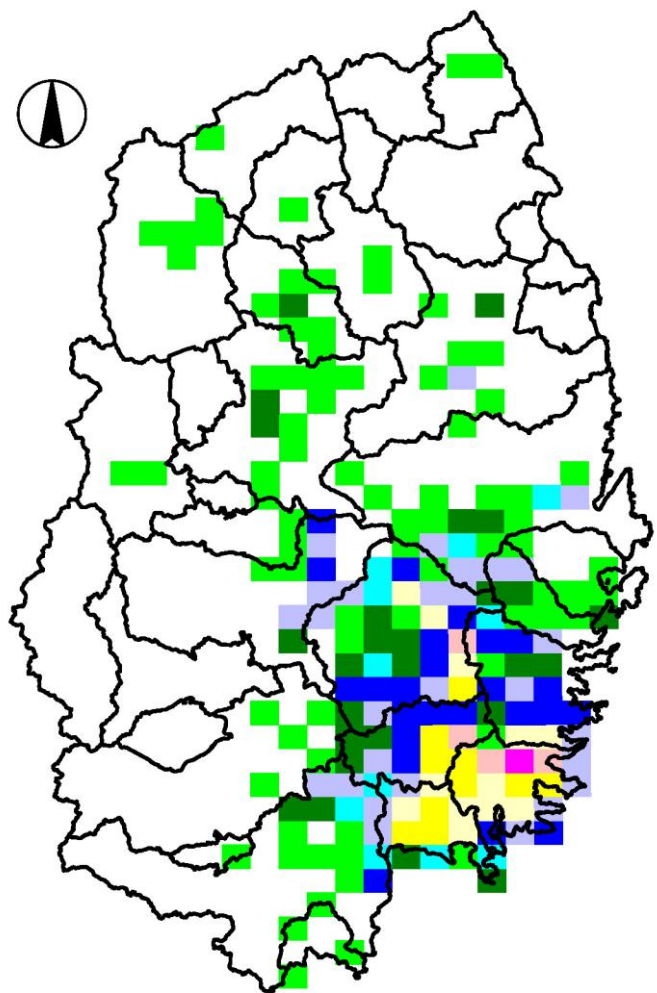
都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

### 6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

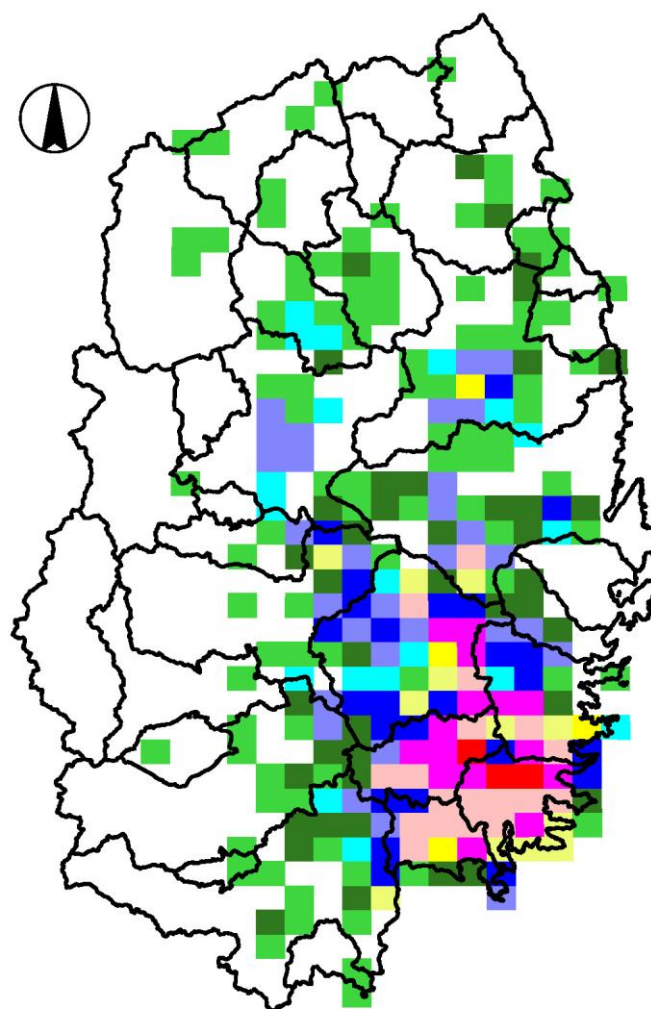


### H24捕獲位置

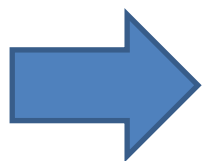
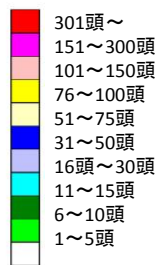


0 10km

### H25捕獲位置



0 10km



## シカ捕獲頭数の推移(単位:頭)

地域	捕獲区分	H20				H21				H22				H23				H24				H25			
		♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計
北上高地 南部	狩猟	574	636	-	1,210	679	771	-	1,450	794	857	-	1,651	588	517	-	1,105	303	283	-	586	558	745	53	1,356
	捕獲委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200	1,038	-	2,238	1,982	2,420	4	4,406
	有害	137	171	-	308	225	192	-	417	193	165	-	358	399	342	-	741	630	679	-	1,309	1,421	1,760	85	3,266
	小計	711	807	-	1,518	904	963	-	1,867	987	1,022	-	2,009	987	859	-	1,846	2,133	2,000	-	4,133	3,961	4,925	142	9,028
北上高地 北部	狩猟	51	12	-	63	48	22	-	70	78	61	-	139	34	17	-	51	48	21	-	69	107	69	9	185
	捕獲委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	106	34	0	140
	有害	0	0	-	0	0	0	-	0	15	3	-	18	2	0	-	2	8	21	-	29	108	133	0	241
	小計	51	12	-	63	48	22	-	70	93	64	-	157	36	17	-	53	56	42	-	98	321	236	9	566
奥羽山脈	狩猟	2	0	-	2	1	0	-	1	4	3	-	7	4	0	-	4	5	1	-	6	4	1	0	5
	捕獲委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	9	1	0	10
	有害	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	3	-	3	5	0	5	10
	小計	2	0	-	2	1	0	-	1	4	3	-	7	4	0	-	4	5	4	-	9	18	2	5	25
計	狩猟	627	648	-	1,275	728	793	-	1,521	876	921	-	1,797	626	534	-	1,160	356	305	-	661	669	815	62	1,546
	捕獲委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200	1,038	-	2,238	2,097	2,455	4	4,556
	有害	137	171	-	308	225	192	-	417	208	168	-	376	401	342	-	743	638	703	-	1,341	1,534	1,893	90	3,517
	合計	764	819	-	1,583	953	985	-	1,938	1,084	1,089	-	2,173	1,027	876	-	1,903	2,194	2,046	-	4,240	4,300	5,163	156	9,619

## シカ保護管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するニホンジカ(以下「シカ」という。)の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な保護管理を推進するため、「シカ保護管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更に関すること
- (2) 個体数管理に関すること
- (3) 生息環境管理に関すること
- (4) 被害防除対策に関すること
- (5) モニタリング等の調査研究に関すること
- (6) その他シカの保護管理に関すること

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月6日から施行する。

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。